

## 鳥取県告示第 1039 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字坂ノ谷3613の1、3613の2、3614、3619の1から3619の8まで、3619の10、3619の14から3619の27まで、大字智頭字会下山2296から2300まで、2301の1（次の図に示す部分に限る。）、2301の2、2301の3、2302から2304まで、字高幡谷2306、2309、2310、字タドコ2312、2314から2316まで、2317の1、字東谷2313、字小松谷奥2326、字妙法寺下モ平2336の1、2336の2、2336の4、2337から2340まで、2342、2344の1から2344の3まで、字妙法寺上平2343、2345から2353まで、字寿々谷2382の1、2382の2、2388、2389、2391から2393まで、字新田2424、2426、字ネジレ2469、字大途2470、字瀧谷奥2471の1（次の図に示す部分に限る。）、2471の2から2471の5まで、2472の1、2472の2、大字西野字越道747、747の1から747の3まで、747の5から747の7まで、747の9、748、748の1、748の2、748の4、749、749の1から749の3まで、750、750の1、751、字大横山1205から1208まで、1208の1、1208の2、1209の1、1210から1217まで、1219、1219の1、1220から1223まで、1224の1、1224の2、1225から1229まで、字野々本山1236から1243まで、字小谷1244の1から1244の3まで、1245から1249まで、1250の1から1250の3まで、1250の5から1250の19まで、字小屋ノ谷1251、1252、1253の1、1253の3から1253の19まで、1253の31から1253の35まで、字越道山1254、1255、1256の1、字海上1264の3から1264の9まで、字金山東平1269、1269の1、1270から1274まで、1275の2から1275の29まで、1276、1277、1277の1、字尾見谷1278から1285まで、字漆谷1316、1317、1318の1、1318の2、1319から1324まで、1325の1から1325の3まで、1327の1、1327の2、1328、1329の2から1329の22まで、字登り尾1330から1333まで、字材木谷1334から1336まで、1336の1、1337、1337の1、1338、1338の1、1339の2から1339の9まで、字新佐エ門小屋1340、1341、1343、1345、1345の1、1345の2、1346、1347、1348の1から1348の11まで、字本谷東平1350、1350の1、1350の2、1351、1351の1から1351の3まで、1352、1352の1から1352の4まで、1353、1353の1、1354の1から1354の6まで、字一ノ瀧1355から1365まで、1368から1372まで、字立野1373から1379まで、1381、1382、大字郷原字小火打山298、310、311、313から323まで、大字口宇波字コライ谷474、字佐治ヶ谷519、字屋根屋谷526の2、527から530まで、532、字合郎谷536の1から536の3まで、537の1から537の3まで、538の1から538の3まで、540、字坂ノ谷541、541の1、542、543、544の1から544の3まで、545の1、545の2、547、字大ヶ谷548、551の1、552の1、大字惣地字中ノ谷高木573、575の1、577、578の1、578の2、579から581まで、581の1、582から588まで、589の1、589の2、590、591、593から595まで、602、603の1、604、605、607から610まで、612、614、616、617、623、625、628から631まで、633、字大谷640の1、641の1、642の1、643の1、644、650、字ケブ谷651、653、654

### 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）